

もう
申し立て書

ねん がつ にち
年 月 日

おお さか し ちょう さま
大 阪 市 長 様

わたし ちほうこうむいんほうだい じょうかくごう がいと う もう た
私は、地方公務員法第16条各号に該当しないことを申し立てます。

し めい
(氏 名)

じゅう しょ
(住 所)

せいねんがっぴ ねん がつ にちうまれ さい
(生年月日) 年 月 日生 (歳)

さんこう ちほうこうむいんほう
[参考] 地方公務員法

けっかくじょうこう
(欠格条項)

だい じょう つぎ かくごう がいと う もの じょうれい さだ ぼあい のぞ しょくいん
第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、
また きょうそうしけん も せんこう う
又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

いち こうきんけいじょう けい しょ しつこう お また しつこう う
一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま
での者

に どうがいちほうこうきょうだんたい ちょうかいめんしょく しょぶん う どうがいしょぶん ひ にねん けいか
二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない
もの
者

さん じんじいんかいまた こうへいいんかい いいん しょく だいろくじゅうじょう だいろくじゅうさんじょう きてい
三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定
する罪を犯し、刑に処せられた者

よん にほんこくけんぽうしこう ひ い ご にほんこくけんぽうまた もと せいりつ せいふ ぼうりよく はない
四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊す
ることを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者